

札幌市日中一時支援事業実施要綱

平成 18 年（2006 年）9 月 29 日 保健福祉局理事決裁

最近改正 令和 2 年 3 月 19 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 77 条に基づく日中一時支援事業が、障がい児及び障がい者（以下「児・者」という。）の日中における活動の場を確保し、児・者の家族の就労支援及び児・者を日常的に介助している家族の一時的な休息を得ることができるよう適切に運営されることを目的とする。

（運営主体）

第 2 条 事業の運営主体は、札幌市が適当と認めた日中一時支援事業所（以下「事業所」という。）とする。

（事業内容）

第 3 条 障がいのある人を介護している人が、病気・出産・事故等の理由により、一時的に家庭において介護ができない場合に、一時的に事業所で預かり世話をを行う。

（利用対象者）

第 4 条 日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と札幌市が認めた児・者とし、札幌市内に在住し、在宅において生活を営んでいる次の各号のいずれかに該当する児・者とする。

- （1） 障害者総合支援法に係る障害福祉サービス受給者証を現に所持している児・者
- （2） 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している児・者
- （3） その他、障がいを有することを証明できる書類等を有している児・者

（利用の申込み）

第 5 条 利用希望者またはその保護者は、利用を希望する事業所に対して、利用する児・者が障がいを有することを証明する書類を提示し、利用契約を締結する。

（利用可能日数）

第 6 条 登録した事業所において、満 18 歳以上の障がい者は、原則として 1 ヶ月につき 7 回、満 18 歳未満の障がい児は、22 回まで利用できるものとする。また、事業所は利用者に対して、利用者回数管理票（様式 5）を渡し、利用者が適切に利用するよう指導・管理するものとする。

(利用回数の追加)

第7条 利用者が、利用可能回数を超えて利用を希望するときは、事業所はその理由を聴取し、やむを得ない場合には、事業所の判断により回数の追加ができるものとする。なお、判断が難しい場合は札幌市に意見を求めるものとする。

(施設利用料)

第8条 利用者は、事業所の利用時間及び障害者総合支援法に係る障害福祉サービス受給者証に記す障害支援区分に応じて以下の料金を事業所に支払うこととする。但し、前記受給者証を所持していない児・者及び受給者証を所持しているが、短期入所の障害支援区分の決定を受けていない児については、障害支援区分1として算定する。

障害支援区分		1回あたり施設利用料		
障害者	障害児	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上
障害支援区分6	障害支援区分3	1 9 2 円	3 8 5 円	5 7 7 円
障害支援区分5				
障害支援区分4	障害支援区分2	1 5 0 円	3 0 1 円	4 5 2 円
障害支援区分3				
障害支援区分2	障害支援区分1 及び未認定児	1 2 4 円	2 4 9 円	3 7 4 円
障害支援区分1 及び未認定者				

但し、重症心身障害児・者施設である事業所の場合は、以下のとおりとする。

療養介護対象児・者 遷延性意識障害児・者	1回あたり施設利用料		
	4時間未満	4時間以上 8時間未満	8時間以上
	6 1 8 円	1, 2 2 1 円	1, 8 3 2 円

このほか、事業所は食費、教材費等の実費を利用者の同意を得て徴収できることとする。

(従業者の配置基準)

第9条 事業所に置く従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

(2) 生活支援員又は介護職員 1人以上

2 前項に掲げる管理者は、その職務に従事する常勤の者でなければならないが、管理上支障がない場合は、生活支援員又は介護職員を兼務し、又は同一敷地内の他事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。ただし、緊急時においては、管理者を含めた人員体制を2名以上

確保するものとする。

- 3 生活支援員又介護職員は、利用者 7.5 人に 1 人以上配置することとするが、利用する障がい者等の障がい状況に応じて適宜職員を配置し、安定したサービスの提供に努めなければならない。
- 4 給食サービスを実施する事業所にあつては、その実施に必要な調理員等を置かなければならない。

(従業者の資格要件)

第 10 条 前項に掲げる各従業者については、それぞれ、次に掲げる資格等を有するものでなければならない。

(1) 管理者 管理者の資格については、次のいずれかの要件を満たすと認められる者。

ア 社会福祉事業に 3 年以上の従事した者であつて、当該事業を運営するのに適切であると認められる者。

イ 介護福祉士又は社会福祉士もしくは看護師のいずれかの資格を有していること。

ウ 身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、精神保健福祉士もしくは児童福祉司の業務のいずれかに従事したことがある者。

(2) 生活支援員又は介護職員

生活支援員は、社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。ただし、児童を主たる対象者とする事業所の生活支援員にあつては、児童指導員又は保育士とする。また、介護職員については、ホームヘルパー資格 2 級以上の者であつて、1 年以上の介護実務に従事した経験のある者、又は施設・居宅支援事業（居宅介護事業を除く）において、1 年以上の介護実務に従事した経験のある者。

(運営規定)

第 11 条 事業所は事業を運営するにあたり、次の各号に定める事項を規定した運営規定を作成しなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業内容
- (4) 利用定員
- (5) 利用者から受領する費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 虐待の防止に関すること
- (8) 苦情に対する対応
- (9) 秘密保持
- (10) 緊急における対応

- (11) 非常災害対策
- (12) その他運営に関する重要事項

(敷地、構造設備の一般原則)

第 12 条 事業所の敷地は、原則として市街化区域とする。

- 2 構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な配慮を払って設けなければならない。
- 3 建物は原則として平屋建てとすること。ただし、運営に支障がないと認められる場合は、児童が出入りし、又は通行する場所に、利用者の転落事故を防止する設備が設けられている等、事故防止等に十分措置が講じられている場合は、2階建て以上も可とする。

(衛生管理等)

第 13 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第 14 条 事業所は、消防法の規定を遵守し、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかねばならない。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。

(延べ床面積)

第 15 条 事業所は、利用者が過ごす場所として、1人当たり 2.5 m²以上の面積を確保すること。

(設備及び備品等)

第 16 条 事業所は、おおむね次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 利用者が日中を過ごす場所
- (2) 洗面所
- (3) 浴室又はシャワー室
- (4) 便所
- (5) 調理室

(事業所遵守事項)

第 17 条 事業所は札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第 2 条に定める公共的施設の基準の厳

守に努めるほか、次に掲げる基準を最低限遵守しなければならない。ただし、各項目において利用者の障害の種類及び程度に配慮されており、運営上支障がないと認められる場合は、この限りではない。

- (1) 外部出入口 幅は、内のりを 90 cm 以上とすること。戸を設ける場合には、車椅子使用者(児)が円滑に開閉して通過できる構造とし、支障となる段を設けないこと。
- (2) 内部出入口 幅は、内のりを 80 cm 以上とすること。戸を設ける場合には、車椅子使用者(児)が円滑に開閉して通過できる構造とし、支障となる段を設けないこと。
- (3) 便所 車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり、荷物台等が適切に配置されている便房を 1 以上設けること。
- (4) 洗面所 車椅子使用者が円滑に利用できる高さの洗面器を 1 以上設け、かつ、手すりを設けること

(その他)

第 18 条 宿泊を伴う短期入所事業と同時に行う場合は、当該スペースとの共用はできるが、利用調整を適切に行うこと。

- 2 デイサービス事業と同時に行う時には、当該スペースとの共用はできないので、別に利用者が日中を過ごせる場所を設け、別途職員を配置させること。
- 3 本事業の実施は、入所施設、通所施設等本体施設との併設を原則とし、本事業単独での実施はできないものとする。
- 4 事業所の営業日は週 5 日以上とし、営業時間は日中の時間とするが、土・日曜日、祝祭日、夜間の営業については、各事業所の事情に合わせて設定することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。